個人情報ファイル簿

4		
個人情報ファイルの名称	軽自動車税(種別割)課税情報管理システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税(種別割)の課税に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4宛名異動情報、5電話番号、6調定年度・賦課年度・通知書番号、7税額、8納期限、9課税区分、10調定異動区分、11標識番号、12登録年月日、13廃車年月日、14車名、15車台番号、16型式、17型式認定番号、18総排気量又は定格出力、19リース車両区分、20定置場、21標識返納区分、22登録事由、23登録処理日、24廃車事由、25廃車処理日、26課税区分変更日、27宛名番号、28初度検査年月、29重課判定区分、30軽課判定区分	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型 自動車(以下「軽自動車等」という。)の納税義務者	
記録情報の収集方法	以下の方法により収集 ・本人から提出される軽自動車税(種別割)申告書(新規、 移転、抹消)、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識 交付申請書、軽自動車税(種別割)廃車申告書件標識返納 書、軽自動車税(種別割)減免申請書 ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される 軽自動車の検査情報	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部税務課 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69 番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) → ○ □法第60条第2項第2号 → ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概 要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	(条例に規定なし)
備考	_

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的	市税及び附帯金の収納、過誤納並びに口座の情報管理に利用 する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4税目・調定年度・賦課年度・通知書番号、5税額(年税額、期別税額)、6納期限、7収入額(本税、督促手数料、延滞金)、8収入年月日・領収年月日、9収入方法、10過誤納額(本税、督促手数料、延滞金)、11過誤納税額発生年月日、12還付番号、13過誤納発生理由、14還付・充当の区別、15還付(又は充当)額(本税、督促手数料、延滞金、還付加算金)、16還付(又は充当)年月日、17充当先の通知書番号、18過誤納処理内容、19口座情報(金融機関名称、金融機関支店名、預金種別、口座番号、口座名義人)、20口座振替開始・廃止年月日、21口座振替請求・結果情報	
記録範囲	市税を課税している者	
記録情報の収集方法	以下の方法により収集 ・各課税情報ファイル ・納税義務者が金融機関や口座振替等で納税した納付済通知 書 ・本人から提出される口座振替依頼書・自動払込利用申込 書、還付金振込口座依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部税務課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69 番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当 するファイル	

	☑あり	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概 要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	(条例に規定なし)	
備考	_	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の滞納整理を行うに当た 利用する。	とり、納税義務者等の情報管理に
記録項目	目・調定年度・賦課年度・通別税額)、8納期限、9収プ 料、延滞金)、10収入年月	日、4性別、5電話番号、6税 通知書番号、7税額(年税額、期 人額・滞納額(本税、督促手数 月日・領収年月日、11折衝記 分割納付内容、14滞納処分状
記録範囲	市税の納税義務者	
記録情報の収集方法	以下の方法により収集 ・各課税情報ファイル ・収納管理システム ・市税を課税している者本人及び関係者(家族・債権者等) との折衝等 ・国税徴収法第141条に掲げる者及び官公署への調査	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生 (所在地) 〒504-8555 岐 番地	活部税務課 章県各務原市那加桜町1丁目69
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル ☑あり	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概 要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	(条例に規定なし)
備考	_